

第4次近江八幡市地域福祉計画策定支援業務委託 仕様書

1. 業務目的

近江八幡市では、平成24年度から5か年ごとに計画を策定し、現在は第3次計画（令和4年度～8年度）により近江八幡市の福祉の方向性を示し、地域福祉の推進に取り組んでいる。

第3次計画の計画期間が令和8年度末となることから、令和7年度から令和8年度にかけて第4次近江八幡市地域福祉計画の策定を行う。

当該業務は、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、過去の事業実施状況の評価を踏まえて各種調査を実施し、国の定める策定ガイドライン等にも配慮し、計画の基本理念や目標、具体的施策等について検討を行い、令和9年度から令和13年度を計画期間とする第4次地域福祉計画を作成することを目的とする。

2. 地域福祉計画の位置づけ・他計画との連携

当該業務の実施にあたっては、以下に記載する地域福祉計画の位置づけや他計画との連携にかかる考え方を十分に理解したうえで、市担当者への助言や提案を積極的に行うこととする。

（1）位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことが求められる。

また、同法106条の3に規定される様々な地域生活課題に対応する包括的な支援体制の構築を目指して、本市では令和6年度より重層的支援体制整備事業を実施している。第3次地域福祉計画では、同法106条の5に基づく重層的支援体制整備事業実施計画を包含しており、第4次計画においても、両計画を一体的に策定することにより、本市地域住民の生活実態や地域生活課題（ニーズ等）を踏まえた地域福祉の推進に継続して取り組むこととする。

併せて、第3次計画と同様、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に定める「再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に定める「成年後見制度利用促進計画」を包含する形で計

画を策定し、近江八幡市にかかわるすべての人を対象として、地域共生社会の実現に向けて地域生活課題を解決し地域福祉を推進していくための取り組みを示すこととする。

(2) 他計画との連携

本市においては、福祉分野の最上位計画と位置づけていることから、「総合介護計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「こども計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」等の個別計画との整合性を図る必要がある。特に、今回の計画策定にあたっては「総合介護計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の次期計画策定と同一年度となること、令和 7 年度中に「こども計画」策定を進めていることから、各計画の特性は踏まえつつ、連携・協働して計画策定が進められるよう担当部局との情報共有を行うこととする。

(3) 地域福祉活動計画との連携

市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、民間（住民、当事者や市社協、福祉事業所など）の立場から、具体的な地域福祉の推進を計画的に進めるための計画であり、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は地域福祉を進めていく上で、互いに連携し補完し合う関係にある。地域共生社会の実現のために、計画の策定においては、策定過程を共有し、共通の基本理念・基本目標を掲げ取り組む必要があることから、両計画を一体的に策定することとする。

3. 業務の期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

業務内容は次のとおりとする。ただし、本内容は公告時点のものであり、今後、国の制度改正に関する通知や動向によって変更が生じることがある。

■令和 7 年度（契約締結日から令和 8 年 3 月まで）の業務

(1) 市民に対するアンケート調査の実施

ア. 実施方法

- ① 対象者：市内に住所を有する 18 歳以上の者
- ② 調査種類：抽出調査による。回答は無記名式。
- ③ 調査件数：3,000 件（回収率 60%程度を想定）
- ④ 調査方法：配布は郵送方式。回答は返信用封筒による郵送のほか、Web 回答も

併用する。

⑤ 調査項目：前回使用した調査票をもとに発注者と協議の上、項目の追加、修正等を行う。

⑥ 集計：単純集計及びクロス集計等による課題要因分析

イ．支援内容

① 調査票の基本設計、調査項目検討会議への出席（3 回程度）

② 調査業務に必要な基礎資料や各関連計画、他自治体の事例等の研究、分析を行い調査項目検討会議にて市に情報提供を行う。

③ 調査票、案内文、調査票記入要領、配布用封筒、返信用封筒の作成、印刷

④ Web 回答用フォームの作成

⑤ 封入、封緘、宛名ラベル貼付（宛名リストは市が提供する。宛名ラベルの調達・印刷は、受託者が行うこと）、発送、回収、データ入力

⑥ 調査票の集計（単純集計のほか、属性及び設問間によるクロス集計）

⑦ 調査結果の分析（課題抽出及び施策の提案に関する助言）

⑧ 調査報告書の作成

ウ．作業内容

各作業の数量、規格は次のとおりとする。

項	内容	数量	規格等
1	案内文の作成、印刷	3,000 枚	A4 用紙 1 枚、上質再生紙 44.5kg、両面印刷、1 色刷り
2	調査票の作成、印刷	3,000 枚	A3 用紙 5 枚 20 頁程度、カラーペーパー、両面印刷、1 色刷り、2 枚重ね横半分折
3	調査票記入要領の作成、印刷	3,000 枚	A3 用紙 1 枚、上質再生紙 44.5kg、両面印刷、1 色刷り、2 枚重ね横半分折
4	配布用封筒の作成、印刷	3,000 枚	角 2、クラフト封筒 85kg、1 色刷り、印字「重要」、「親展」、「ニーズ調査票在中」
5	返信用封筒の作成、印刷	3,000 枚	長 3、クラフト封筒 85kg、1 色刷り、印字「ニーズ調査票在中」。返信先は市福祉政策課とする。（承認番号は市で申請、取得します。）
6	Web 回答用フォーム	一式	Web 上で回答できるフォームを作成
7	発送作業	3,000 枚	宛名貼付、案内文・調査票・調査票記入要領・返信用封筒の封入・封緘。（発送（普通郵便）

			にかかる郵送料は受託者が負担する。)
8	回収作業	60%想定	市より受託者へ郵送（受託者負担・着払い）したものを開封、仕分け、整理する。（返信用に係る郵送料は市が負担する。）
9	データ入力	60%想定	ベリファイ入力または入力データの確認作業を行うこと。

（２） 地域福祉関係者・団体に対するアンケート調査の実施

ア．実施方法

- ① 対象者：民生委員・児童委員、地域福祉活動団体・福祉関係事業所、市内企業等
- ② 調査種類：抽出調査による。回答は無記名式。
- ③ 調査件数：2,000 件（回収率 80%程度を想定）
- ④ 調査方法：配布は郵送方式。ただし、調査対象者のうちメールによる案内が可能な場合は、発注者と協議の上メールによる配布・案内も併せて行う。回答は返信用封筒による郵送のほか、Web 回答も併用する。
- ⑤ 調査項目：前回使用した調査票をもとに発注者と協議の上、項目の追加、修正等を行う。なお調査対象者によって項目が異なるため、調査票は 3 種類程度となる場合がある。
- ⑥ 集計：単純集計及びクロス集計等による課題要因分析

イ．支援内容

- ① 調査票の基本設計、調査項目検討会議への出席（3 回程度）
- ② 調査業務に必要な基礎資料や各関連計画、他自治体の事例等の研究、分析を行い調査項目検討会議にて市に情報提供を行う。
- ③ 調査票、案内文、調査票記入要領、配布用封筒、返信用封筒の作成、印刷
- ④ Web 回答用フォームの作成
- ⑤ 封入、封緘、宛名ラベル貼付（宛名リストは市が提供する。宛名ラベルの調達・印刷は、受託者が行うこと）、発送、回収、データ入力
- ⑥ 調査票の集計（単純集計のほか、属性及び設問間によるクロス集計）
- ⑦ 調査結果の分析（課題抽出及び施策の提案に関する助言）
- ⑧ 調査報告書の作成

ウ．作業内容

各作業の数量、規格は次のとおりとする。

項	内容	数量	規格等
1	案内文の作成、印刷	2,000 枚	A4 用紙 1 枚、上質再生紙 44.5kg、両面印刷、1 色刷り
2	調査票の作成、印刷	2,000 枚	A3 用紙 3 枚 12 頁程度、カラーペーパー、両面印刷、1 色刷り、2 枚重ね横半分折
3	調査票記入要領の作成、印刷	2,000 枚	A3 用紙 1 枚、上質再生紙 44.5kg、両面印刷、1 色刷り、2 枚重ね横半分折
4	配布用封筒の作成、印刷	2,000 枚	角 2、クラフト封筒 85kg、1 色刷り、印字「重要」、「親展」、「ニーズ調査票在中」
5	返信用封筒の作成、印刷	2,000 枚	長 3、クラフト封筒 85kg、1 色刷り、印字「ニーズ調査票在中」。返信先は市福祉政策課とする。（承認番号は市で申請、取得します。）
6	Web 回答用フォーム	一式	Web 上で回答できるフォームを作成
7	発送作業	2,000 枚	宛名貼付、案内文・調査票・調査票記入要領・返信用封筒の封入・封緘。（発送（普通郵便）にかかる郵送料は受託者が負担する。）メールによる案内が可能な場合、メールによる案内あ（回答勧奨）を行う。
8	回収作業	80%想定	市より受託者へ郵送（受託者負担・着払い）したものを開封、仕分け、整理する。（返信用に係る郵送料は市が負担する。）
9	データ入力	80%想定	ベリファイ入力または入力データの確認作業を行うこと。

（３） アンケート調査の成果物作成

市民アンケート調査および地域福祉関係者・団体に対するアンケート調査の成果物は次のとおりとし、納入期日（令和 8 年 3 月 31 日）までに福祉政策課へ納入するものとする。

- ① アンケート調査報告書（A4、20 部、150 頁程度）
- ② アンケート調査報告書（概要版冊子）（A4、20 部、30 頁程度）
- ③ 調査報告書データー式（電子データ Microsoft Word 及び PDF 版）CD-R 2 枚
- ④ 調査単純集計データ（電子データ Microsoft Excel）③の CD-R に収録のこと

(4) 地域福祉の現状と課題の整理に係る支援

令和 8 年度に実施する計画策定委員会等に向けて、次の内容を市と協議し、地域福祉の現状と課題の整理を行い、集約した資料を作成する。

- ① 市民に対するアンケート調査及び地域福祉関係者・団体に対するアンケート調査結果に基づく地域課題の把握
- ② 市が実施している第 3 次地域福祉計画の評価及び分析
- ③ 他の関連計画との整理

■令和 8 年度（令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで）の業務

(1) 地域福祉計画の策定支援

ア．計画の基本理念・目標、体系図等についての提案

上記令和 7 年度の業務および国のガイドラインや地域福祉計画に関連する法令改正等を基に、計画の基本理念・目標、体系図等についての提案、技術的支援を行うこと。

イ．地域福祉計画素案の作成

策定委員会等の意見を踏まえながら、具体的な施策内容を市と協議し、行政・社協のみならず地域住民等多様な主体がそれぞれの役割を持ち主体的に地域福祉の推進に参画することができるような計画素案について検討し、計画素案を作成すること。

ウ．重点的に取り組む事項の検討に係る支援

策定委員会等の意見を踏まえながら、計画期間中の進捗評価方法を市と協議し、重点的に取り組む事項の検討についての提案、技術的支援を行うこと。

エ．地域福祉計画策定委員会等の運営支援

計画素案の作成を行うにあたり、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する策定委員会や庁内関係課との検討会議を開催する。これらの会議の運営にあたり、以下の支援を行うこと。

なお、策定委員会は市地域福祉活動計画及び市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定のための合同会議とする。

また、各種会議を開催する場合の委員または講師への謝金（報酬）、交通費、会場使用

料は市が負担する。

- ① 各種会議の運営支援にかかる市との打ち合わせ（５回程度を予定しているが、市との協議により変更する場合がある。）
- ② 国、県の最新情報や他市町村の取り組み等の情報収集、資料提供
- ③ 策定委員会への出席、会議の進行支援（５回程度）
- ④ 議事録作成に係る支援

オ．パブリックコメント支援

計画を策定する過程において、市民から多様な意見を広く募集し、提出された意見に対する対応策の助言等の支援を行うこと。

カ．計画書データの作成

- ① 第４次近江八幡市地域福祉計画（A4判、１色刷り、150頁程度）
（市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との合冊とする。）
- ② 第４次近江八幡市地域福祉計画概要版（A4判、カラー、８頁程度）
- ③ ①～②の電子データ（各章等を分割し保存したファイルも含む）
（Microsoft Word 及び PDF 版）CD-R ２枚

キ．成果物の作成（カのデータを基に製本化）

- ① 第４次近江八幡市地域福祉計画 150部
- ② 第４次近江八幡市地域福祉計画概要版 500部

各成果物の仕様は以下のとおりとする。

①計画書

用紙： A4
表紙： レザック 66 175kg、1/1 色 印刷
本編： 上質再生紙 70kg、1/1 色 印刷
製本： 無線綴じ製本

②概要版

用紙： 両観音折り A4 仕上げ
全編： マットコート紙 110kg、
両面プロセスカラー４色刷り

(2) 業務支援

受託者は、地域福祉の推進及び地域福祉計画に関する厚生労働省、滋賀県、他自治体の制度改正及び関係法令の動向に関しての情報収集及び提供のほか、必要に応じた支援を行うこと。また、各業務を円滑に行うため、随時、市担当者との打ち合わせを行うものとし、地域福祉計画の策定に向けた助言や提案を積極的に行うこと。

5. 業務体制

担当技術者は2名以上とし、担当技術者のうち1名は、行政における福祉分野に関する計画策定支援業務について1件以上の実績を有する主任技術者を置くこと。

6. 委託料の支払方法

委託料は、年度ごとの業務完了後、当該年度業務について一括で支払う。

① 令和7年度（令和8年3月）請求

アンケート調査報告書等の当該年度成果物の納品後に支払う。

② 令和8年度（令和9年3月）請求

第4次近江八幡市地域福祉計画書の成果物の納品後に支払う。

7. その他

- ・ 成果物の著作権は、近江八幡市に帰属するものとする。
- ・ 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「別記1 個人情報取扱特記事項」「別記2 情報セキュリティ特記事項」、関係法令を遵守すること。
- ・ 業務によって得たデータ、その他資料を使用する場合は、発注者と協議すること。
- ・ その他仕様書に定めのない事項、業務履行の過程において疑義が生じた場合は、必要に応じ双方協議のうえ実施するものとする。